

【届出_根拠規範】13_東京都新宿区_1_5 新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に基づく日中一時支援事業実施要綱

新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
に基づく日中一時支援事業実施要綱

平成 18 年 9 月 29 日 18 新福障経第 1107 号 福祉部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年規則第 60 号。以下「規則」という。）第 35 条第 2 項第 1 号に規定する日中一時支援事業の実施に伴う必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(対象者)

第 3 条 日中一時支援事業に基づくサービス（以下「日中一時支援サービス」という。）を受けることができる者は、日中において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援を必要とする者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び審査判定の基準等に関する省令（平成 18 年 3 月 17 日厚生労働省令第 40 号）第 2 条各号に規定する区分に該当する障害者
- (2) 前号に掲げる者のほか、区長が、前号と同様の障害支援区分とみなし、日中一時支援サービスが必要であると認めた障害児

2 前項の規定にかかわらず、日中一時支援サービスのうち、第 5 条第 2 号に規定する土曜ケアサポート事業に係るサービスを受けることができる者は、法第 5 条第 7 項に規定する生活介護の利用者（法第 5 条第 11 項に規定する施設入所支援の利用者を除く。）とする。

(支給決定)

第 4 条 前条の者のうち日中一時支援サービスを受けようとする者は、区長が別に定めるところにより、当該サービスの受給に係る支給決定を受けなければならない。

(日中一時支援)

第 5 条 日中一時支援サービスは、第 6 条に定める施設において、前条の支給決定を受けた者（以下「利用者」という。）に日中活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他必要な便宜を供与するためのサービスで、次に掲げる事業に区分する。

(1) 障害児等タイムケア事業

利用者のうち、18 歳未満の者（ただし、18 歳を超えた者で特別支援学校高等部に在籍している者も含む。）を対象に、特別支援学校等の授業終了後、休業日又は長期休業期間に日中一時支援サービスを提供する事業。

(2) 土曜ケアサポート事業

障害者を対象に、土曜日に日中一時支援サービスを提供する事業。

(3) 日中ショート事業

前2号を除く、日中一時支援サービスを提供する事業。

第6条 削除

(区と事業者との協定の締結)

第7条 区長は、前条に該当する事業者のうち、利用者に対して日中一時支援サービスを提供しようとする事業者と日中一時支援サービスの提供に関する協定を締結するものとする。

(利用者と事業者の契約)

第8条 利用者は、前条の協定を締結した事業者（以下「協定事業者」という。）に受給者証を提示して、受給者証に記載されている支給量の範囲内で、日中一時支援サービスの利用に関する契約を行うものとする。

(事業者の責務)

第9条 協定事業者は、法第42条に掲げる責務を遵守し、誠実に日中一時支援サービスの提供を行わなければならない。

(協定の解除)

第10条 区長は、協定事業者が都道府県知事から指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消され、又は区長から基準該当障害福祉サービス事業者の登録を取り消された場合は、その指定又は登録を取り消された日をもって、第7条に基づく協定を解除する。

(日中一時支援に要する費用の額)

第11条 区長が、規則第36条の規定に基づき、日中一時支援サービスを提供した協定事業者に対して支払う日中一時支援サービスに要する費用の額は、次項により算定された単位数に10円を乗じて得た額とする。

2 日中一時支援サービスに係る単位数は、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定する短期入所サービス費の単位（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは障害児通所支援を利用した日において算定する単位を除く。）に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に掲げる一級地の短期入所にかかる割合を乗じ（その単位数に1単位未満の端数があるときは、その端数単位を四捨五入して計算するものとする。）、次に掲げる1回当たりの所要時間に応じた割合を乗じて得た単位数（その単位数に1単位未満の端数があるときは、その端数単位を四捨五入して計算するものとする。）とする。

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 所要時間が4時間までの場合 | 100分の25 |
| (2) 所要時間が4時間を超え8時間までの場合 | 100分の50 |
| (3) 所要時間が8時間を越える場合 | 100分の75 |

3 食事提供に係る単位数は、1日につき45単位とする。

4 第5条第1号及び2号の事業を実施する協定事業者が、当該利用者の通学する特別支援学校等から当該協定事業者の施設までの間に移動によるサービス提供を行った場合に算定できる単位数は、1回につき197単位とする。

5 第5条第1号の事業を実施する協定事業者（法第5条にある障害福祉サービスの提供を行っている施設を除く。）が、利用者支援の充実を図るために算定できる単位数は、1日つき利用者の区分に応じた次の単位数とする。

- | | |
|---------|-------|
| (1) 区分1 | 184単位 |
|---------|-------|

- (2) 区分2 223 単位
 - (3) 区分3 285 単位
- 6 第5条第2号の事業を実施する協定事業者が、利用者支援の充実を図るために算定できる単位数は、1日つき利用者の区分に応じた次の単位数とする。
- (1) 区分1又は2 184 単位
 - (2) 区分3 211 単位
 - (3) 区分4 235 単位
 - (4) 区分5 285 単位
 - (5) 区分6 335 単位
- 7 入浴介助に係る単位数は、1日につき50単位とする。

(日中一時支援に要する費用の請求等)

第12条 日中一時支援サービスを提供した協定事業者は、区長が別に定める方法により、区長に対して、前条及び規則第36条に基づき算定した費用を請求するものとする。

ただし、規則第36条の規定にかかわらず、前条第5項及び第6項により算定された費用の額は、100分の100に相当する額を請求するものとする。

2 区長は、前項の請求があったときは、当該請求を審査の上、速やかに支払うものとする。

(特例日中一時支援サービス費の支給)

第13条 区長は、第3条に掲げる対象者が、日中一時支援サービスの受給に係る支給決定の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により協定事業者から当該サービスの提供を受けた場合は、当該対象者に対して特例日中一時支援サービス費を支給することができる。

2 特例日中一時支援サービス費の額は、第11条及び規則第36条を準用する。

ただし、規則第36条の規定にかかわらず、第11条第5項及び第6項により算定された費用の額は、100分の100に相当する額とする。

3 特例日中一時支援サービス費の支給を受けようとする対象者は、新宿区特例日中一時支援サービス費支給申請書(第1号様式)に当該協定事業者のサービス提供証明書等の必要書類を添えて、区長に申請するものとする。

4 区長は、前項の申請があったときは、当該申請を審査の上、新宿区特例日中一時支援サービス費支給(不支給)決定通知書(第2号様式)により、当該申請に対し支給の可否を通知するものとする。

5 区長は、前項で支給する旨の決定をした場合は、当該申請者に対し速やかに特例日中一時支援サービス費を支給するものとする。

(事業所の基準)

第14条 新宿区地域生活支援サービス事業者の登録等に関する規則(平成19年規則第82号)第4条の別に定める基準のうち、日中一時支援事業における基準は、次のいずれかの者に該当し、別に定める基準に適合することとする。

(1) 法第36条及び第38条に基づき都道府県知事から指定を受けた指定障害福祉サービス事業者

(2) 新宿区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成 18 年規則第 55 項）第 4 条に基づき、区長から登録を受けた基準該当障害福祉サービス事業者（不正利得の徴収等）

第 15 条 区長は、協定事業者が、偽りその他の不正手段によって日中一時支援サービスに要する費用の支払を受けたとき又は関係法令等の規定に違反したときは、当該支払額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（補則）

第 16 条 施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 18 日付 19 新福障経第 105 号部長決定）

この要綱は、公布の日からから施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日付 19 新福障経第 2090 号部長決定）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 11 日付 20 新福障経第 2029 号部長決定）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日付 24 新福障経第 52 号部長決定）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日 24 新福障経第 2242 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 25 日 25 新福障経第 2439 号）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第 3 条第 2 項の規定は、この要綱の施行の日以後に日中一時支援サービス（土曜ケアサポート事業に係るものに限る。）の支給決定を受ける者について適用し、この要綱の施行の前日に日中一時支援サービス（土曜ケアサポート事業に係るものに限る。）の支給決定を受けた者については、平成 27 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日 27 新福障経第 2378 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。